

事務連絡
令和3年3月25日

関係各国公立大学
関係各国立高等専門学校
関係各専修学校
関係各日本語等予備教育施設
国費外国人留学生担当課長 殿

文部科学省高等教育局学生・留学生課
留学生交流室国費留学生係

2021(令和3)年度以降の国費外国人留学生制度の取扱いについて

日頃より、国費外国人留学生関係業務に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記のことについて、令和3年4月より一部取扱いを変更しますので内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、各事項に特記がない限り、本変更等は令和3年4月以降の取扱いから適用となりますので御了承願います。

記

1. 代理押印の取扱いについて

現在の取扱いについては、平成31年2月28日付事務連絡でご連絡しているとおりますが、以下の点に変更となりますのでご注意願います。

○他機関に研究指導委託を行う場合の取扱い

令和3年4月以降は、日本国内の他機関に研究指導委託を行う場合に限り代理押印の対象とします。そのため、日本国外の他機関に研究指導委託を行う場合は、代理押印の対象外となりますのでご注意願います。

2. ダブルディグリー、ジョイントディグリーに参加する学生の取扱いについて

国費外国人留学生の各募集要項の「応募者の資格及び条件」では、「申請時から日本以外での研究活動（フィールドワーク、インターンシップ等）や休学等を長期間予定している者」は対象外としており、ダブルディグリー、ジョイントディグリーに参加する場合についても対象外としてきたところですが、以下①及び②の条件を満たす場合は、国費外国人留学生への申請対象とします。

なお、その場合であっても、日本以外に滞在している期間は奨学金を支給できないこと（代理押印の取扱いは対象外）、日本以外への渡航時及び日本への帰国時の旅費は自己負担（国では負担しない）となること、日本以外の大学における教育費（授業料や入学料等）が必要な場合は自己負担（国では負担しない）となることについて、予め理解した上で申請していただくよう、願います。

①日本以外での研究活動の期間が留学期間（奨学金支給期間）の半分以下であること。

②プログラムの最初の半年間（6か月）以上は日本に滞在し、日本の大学で研究活動を行うこと。

3. その他

①文部科学省へメールで問い合わせる場合は「メールの件名」を下記の設定にしてメールを送付していただきますようお願いします

●メールの件名

「6桁の大学番号＋大学名＋問い合わせ内容」

例) 123456〇〇大学奨学金の取扱いについて

②書類の提出方法については、「2019 年度以降の国費外国人留学生関係業務の変更等について（平成31年3月19日付事務連絡）」の「6. 文部科学省への国費外国人留学生の各種異動届」を確認してください。

※2019 年度以降の国費外国人留学生関係業務の変更等について

https://www.mext.go.jp/content/1284950_001.pdf

<p><担当> 文部科学省高等教育局学生・留学生課 留学生交流室国費留学生係 電 話：03-5253-4111（内線3027） E-mail：ryuugaku@mext.go.jp</p>
